



2024年2月9日

各位

会社名 株式会社 共和電業
代表者名 代表取締役社長 田中 義一
(コード番号 6853 東証スタンダード)
問合せ先 取締役上席執行役員経営戦略室長 高野二三夫
(TEL 042-489-7215)

中間配当制度の導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月9日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関する議案を2024年3月27日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加えて、中間配当制度を導入するものです。

(2) 中間配当の基準日

毎年6月30日

※中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年3月27日開催予定の第77回定時株主総会で承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 中間配当制度の導入

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものであります。また、これに伴い中間配当金の除斥期間の規定を設けるものであります。

② 取締役の員数変更

適正な取締役会の運営を図るために、監査等委員である取締役を除く取締役および監査等委員である取締役の員数それぞれについて、個々に上限を設けるものであります。

③ その他

当社における手続き等の明確化、会社法との整合性の確保、条項の整理を目的とする変更、条数および表現の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。(条文番号について、「②→2.」、「1→(1)」の表記に変更を行っておりますが、形式的な変更であるため、以下(2)変更の内容において、当該変更の記載は省略いたします。)

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年1月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>③ <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、取締役会の決議によって、<u>市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、<u>株主総会において選任する。</u> <u>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>③ 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役、役付取締役および執行役員等) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u> <u>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u> <u>③ 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u> <u>④ 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第21条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会 第28条～第30条 (条文省略)</p> | <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)から<u>代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)から取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第22条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会 第29条～第31条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第31条～第32条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 <u>剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第36条 <u>剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>② <u>未払配当金</u>には、利息をつけない。</p> <p>附則 第1条～第2条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 執 行 役 員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第32条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 <u>当会社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第39条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金</u>には、利息をつけない。</p> <p>附則 第1条～第2条 (現行どおり)</p> |

(2) 日程

| | |
|---------------------|------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催予定日 | 2024年3月27日 |
| 定款変更の効力発生日 | 2024年3月27日 |

以上